

第17期 第27回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年10月26日(水) 午後1時30分～午後1時40分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洸 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

2番 上原 啓一 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 158 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 159 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 160 号 現況証明願について

報告第 161 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 162 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 163 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議第 25 号 農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

議長

ただいまから第 17 期豊見城市農業委員会第 27 回総会を開会いたします。

(午後 1 時 30 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りといたします。

本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 8 番委員の瀬長輝男委員と第 2 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。はじめに、報告第 158 号について事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。

報告第 158 号「農地転用後の利用状況の報告について」、5 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 158 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

次に報告第 159 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 159 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

報告第 159 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 160 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 160 号「現況証明願について」、5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 160 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 161 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 161 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長 ただいまの報告第 161 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 162 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 162 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長	ただいまの報告第 162 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
議長	次に報告第 163 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 163 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、2 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。 以上です。
議長	ただいまの報告第 163 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
議長	次に協議第 25 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	お手元の議案書の 13 ページをご覧ください。 協議第 25 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」でございます。みだしの件について、令和 4 年 10 月 17 日付、豊経建農第 560 号で、豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がございますので、委員会の意見を求めるものでございます。 続きまして、14 ページが豊見城市長より農業委員会会長宛ての意見決定通知の照会文書となっております。 ページをめくっていただきまして 15 ページ、こちらが農用地利用集積計画(案)となっております。詳しい内容等につきましては、主幹課であります農林水産課のほうから職員が出席しておりますので、そちらから説明いたします。よろしくをお願いします。
農林水産課	こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしく申し上げます。 今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明したいと思っております。

資料 17 ページをお願いします。

貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、保栄茂 293 番 2、1,226 ㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 12 年 9 月 30 日となっております。借賃については年額 7 万 4,000 円を毎年 9 月末までに現金持参することとなっております。

説明は以上となります。

議長 協議第 25 号について、事務局の説明が終わりました。協議第 25 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

～當間委員挙手～

議長 はい、當間委員。

4 番委員 庄司さんはお父さんがハウスでやっているから、庄司さんは新規就農をされるんですか。

農林水産課 そうです。今、令和 4 年度の認定新規就農者に向けて申請中となっております。

4 番委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

4 番委員 はい。

議長 ほかにいらっしゃいませんか。

以上で質疑を終わります。これより採決します。

協議第 25 号について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第 25 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。ありがとうございました。
以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見、ご審議をいただきま

して、誠にありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和4年10月26日(水)
午後1時40分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

2番委員 上原 啓一

8番委員 瀬長 輝男